

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成28年2月12日（平成28年（独情）諮問第15号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（独情）答申第10号）

事件名：大学本部等事業場巡視票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書1ないし文書21（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年11月24日付け筑大法訟務第15-112号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 文書2：大学本部等事業場 巡視票

労働安全衛生規則15条が求める月1回の産業医巡視結果にもかかわらず、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした箇所について、開示を求める。

原処分の法人文書開示決定通知書でも、「東京キャンパス事業場、附属駒場中学校・高等学校事業場、附属視覚特別支援学校事業場、附属聴覚特別支援学校事業場、附属桐が丘特別支援学校事業場、及び附属久里浜特別支援学校事業場については、委員会資料を委員に配布し、委員から各所属組織の労働者に報告」とあり、労働者の安全と健康を確保するために（労働安全衛生法1条）公開性の高い内容であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

労働者のみならず、筑波大学学生の安全と健康を確保するために開

示すべきである。筑波大学が開示しないことに、学生親族として、一層の不安を覚える。“適切な改善を行っていないことを隠ぺいした”と考えざるをえない。

イ 文書3：附属病院 巡視票

労働安全衛生規則15条が求める月1回の産業医巡視結果にもかかわらず、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした箇所について、開示を求める。

原処分の人文書開示決定通知書でも、「東京キャンパス事業場、附属駒場中学校・高等学校事業場、附属視覚特別支援学校事業場、附属聴覚特別支援学校事業場、附属桐が丘特別支援学校事業場、及び附属久里浜特別支援学校事業場については、委員会資料を委員に配布し、委員から各所属組織の労働者に報告」とあり、労働者の安全と健康を確保するために（労働安全衛生法1条）公開性の高い内容であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

労働者のみならず、患者の安全を確保するために開示すべきである。附属病院が開示しないことに、附属病院患者として、一層の不安を覚える。“適切な改善を行っていないことを隠ぺいした”と考えざるをえない。

ウ 文書4：東京キャンパス事業場 巡視票

労働安全衛生規則15条が求める月1回の産業医巡視結果にもかかわらず、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした箇所について、開示を求める。

原処分の法人文書開示決定通知書でも、「東京キャンパス事業場、附属駒場中学校・高等学校事業場、附属視覚特別支援学校事業場、附属聴覚特別支援学校事業場、附属桐が丘特別支援学校事業場、及び附属久里浜特別支援学校事業場については、委員会資料を委員に配布し、委員から各所属組織の労働者に報告」とあり、労働者の安全と健康を確保するために（労働安全衛生法1条）公開性の高い内容であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

労働者のみならず、学生の安全と健康を確保するために開示すべきである。東京キャンパス事業場が開示しないことに、一層の不安を覚える。“適切な改善を行っていないことを隠ぺいした”と考えざるをえない。

エ 文書6：附属聴覚特別支援学校 巡視票

労働安全衛生規則15条が求める月1回の産業医巡視結果にもかかわらず、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした箇所について、開示を求める。

る」として不開示とした箇所について、開示を求める。

原処分の人文学書開示決定通知書でも、「東京キャンパス事業場、附属駒場中学校・高等学校事業場、附属視覚特別支援学校事業場、附属聴覚特別支援学校事業場、附属桐が丘特別支援学校事業場、及び附属久里浜特別支援学校事業場については、委員会資料を委員に配布し、委員から各所属組織の労働者に報告」とあり、労働者の安全と健康を確保するために（労働安全衛生法1条）公開性の高い内容であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

労働者のみならず、聴覚障害がある児童・生徒の安全と健康を確保するために開示すべきである。附属聴覚特別支援学校が開示しないことに、一層の不安を覚える。“適切な改善を行っていないことを隠ぺいした”と考えざるをえない。

オ 文書8：大学本部等事業場 安全衛生委員会議事録要旨

「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした箇所について、開示を求める。

安全衛生委員会の構成員には、労働安全衛生法17条3項「事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。」が準用されるので、労働安全衛生委員会の審議内容は当該事業所の労働者が知りうる情報である。

特に、「業務災害・通勤災害」・「病気休暇・病気休職」・「面接実施状況」・「改善実施状況」での不開示は、大問題である。

原処分の人文学書開示決定通知書でも、「東京キャンパス事業場、附属駒場中学校・高等学校事業場、附属視覚特別支援学校事業場、附属聴覚特別支援学校事業場、附属桐が丘特別支援学校事業場、及び附属久里浜特別支援学校事業場については、委員会資料を委員に配布し、委員から各所属組織の労働者に報告」とあり、労働者の安全と健康を確保するために（労働安全衛生法1条）公開性の高い内容であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

労働者のみならず、学生の安全と健康を確保するために開示すべきである。筑波大学が開示しないことに、学生親族として、一層の不安を覚える。“適切な改善を行っていないことを隠ぺいした”と考えざるをえない。

カ 文書9：附属病院事業場 安全衛生委員会議事要旨

「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした箇所について、開示を求める。

安全衛生委員会の構成員には、労働安全衛生法17条3項「事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。」が準用されるので、労働安全衛生委員会の審議内容は当該事業所の労働者が知りうる情報である。

特に、「労働災害の発生状況」・「過重労働」・「附属病院事業場安全衛生委員会職場巡視改善状況での、指摘事項と対応状況」での不開示は、問題である。

原処分の法人文書開示決定通知書でも、「東京キャンパス事業場、附属駒場中学校・高等学校事業場、附属視覚特別支援学校事業場、附属聴覚特別支援学校事業場、附属桐が丘特別支援学校事業場、及び附属久里浜特別支援学校事業場については、委員会資料を委員に配布し、委員から各所属組織の労働者に報告」とあり、労働者の安全と健康を確保するために（労働安全衛生法1条）公開性の高い内容であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

労働者のみならず、附属病院の入院患者・受診者の安全を確保するために開示すべきである。附属病院が公開しないことに、附属病院受診者として、一層の不安を覚える。“適切な改善を行っていないことを隠ぺいした”と考えざるをえない。

キ 文書20と文書21

開示請求文書「（労働安全衛生規則23条）3項が規定する『委員会における議事の概要を労働者に周知』した文書」としては不適切である。開示文書に示された掲載先の内容の開示を求める。

（2）意見書

ア 諮問庁（筑波大学）理由説明書での不開示理由は、承服できない。

例えば、

- ① 筑波大学では、「開かれた大学」を標榜し、ほとんど全ての建物に自由に入出りできる。
- ② 筑波大学附属病院でも、病院内のかなりの部分を自由に移動できる。危険物設置場所にはその表示がなされていることも知っている。
- ③ 文書4（附属視聴覚特別支援学校巡視票）での「建物の鍵の破損個所、防火扉の破損個所、マンホールの破損個所等」は、すみやかに修繕されるべき事象である。

したがって、開示による「当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ」などありえない。ただし、破損箇所を未だに放置している場合は別であるが。

イ 諮問庁（筑波大学）は理由説明書末尾で「公にすると本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを多数含んでおり、その部分について不開示とすることが妥当であると考え。」と述べているが、異議申立書（コンプライアンス通報書も兼ねる）に述べたように、諮問庁（筑波大学）では労働安全衛生法違反および労働安全衛生規則違反が横行している。「事務又は事業の適正な遂行」は行われていない。

諮問庁（筑波大学）学生親族として・諮問庁（筑波大学）附属病院受診者として、諮問庁（筑波大学）学生・付属学校の児童生徒、附属病院利用患者・看護師の安全を確保するために、異議申立てを継続する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件法人文書について

- ① 国立大学法人筑波大学（本部等事業場）巡視票（文書2）
- ② 国立大学法人筑波大学附属病院巡視票（文書3）
- ③ 東京キャンパス事業場巡視記録（文書4）
- ④ 国立大学法人筑波大学附属聴覚特別支援学校巡視票（文書6）
- ⑤ 大学本部等事業場安全衛生委員会議事要旨（文書8）
- ⑥ 附属病院事業場安全衛生委員会議事メモ（文書9）

2 不開示とした理由

- (1) 文書2記載の巡視箇所である建物名称の一部、部屋番号、部屋名称、特記事項の一部、付記

（理由）巡視票の当該部分には、本学の当該事業所のどこでどのような研究活動が行われているかということ、また研究に使用するためのポンベや実験装置等の機材が設置されている場所が具体的に記載されていることから、これらを公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口口に該当するため、不開示とした。

- (2) 文書3記載の巡視箇所である建物名称の一部、部屋名称、特記事項の一部、付記

（理由）巡視票の当該部分には、本学の当該事業所のどこでどのような医療行為が行われているかということ、また当該医療行為に使用するための医療機器の保管場所や管理方法等が具体的に記載されていることから、これらを公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯

罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当するため、不開示とした。

- (3) 文書4記載の巡視箇所である建物の階数、部屋番号、場所、指摘事項等、対応・改善状況、前回指摘事項

(理由) 巡視票の当該部分には、本学の当該事業所のどこでどのような研究活動が行われているかということ、また更衣ロッカーが設置されている場所等が具体的に記載されていることから、これらを公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当するため、不開示とした。

- (4) 文書6記載の巡視場所の一部、部屋名称、特記事項の一部

(理由) 巡視票の当該部分には、本学の当該事業所のどこでどのような教育・実習活動が行われているかということ、また建物の鍵の破損箇所、防火扉の破損箇所、マンホールの破損箇所等が具体的に記載されていることから、これらを公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は(聴覚障害をもつ学生が常時生活する場所であることに鑑みても)犯罪の実行を容易にするおそれがあり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当するため、不開示とした。

- (5) 文書8記載の議事内容の内、指摘箇所の具体的場所や具体的指摘内容等記載部分の一部

(理由) 議事内容の当該部分には、巡視での指摘箇所や指摘内容、それに対する対策が具体的に記載されていることから、これらを公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当するため、不開示とした。

- (6) 文書9記載の議事内容の内、指摘箇所の具体的場所や具体的指摘内容等記載部分の一部

(理由) 議事内容の当該部分には、巡視での指摘箇所や指摘内容、それに対する対策が具体的に記載されていることから、これらを公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当するため、不開示とした。

【異議申立人が主張する「異議を申し立てる理由」についての補足説明】

異議申立人は、労働者の安全と健康を確保するために（労働安全衛生法1条）、当該法人文書は公開性の高い内容であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はないと主張する。しかし、現状のしくみにおいて、当該法人文書の内容を知ることができるのは（特定の当該）事業所で働く労働者のみであり、そこで働いている労働者以外には公開されていない。

また、前述のように、当該法人文書の中には、公にすると本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを多数含んでおり、その部分について不開示とすることが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年2月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日 | 審議 |
| ④ | 同年3月1日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年5月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は別紙1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書21（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号並びに4号柱書き及び口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、筑波大学において文書20及び文書21の外にも「（労働安全衛生規則23条）3項が規定する『委員会における議事の概要を労働者に周知』した文書」として特定すべき文書を保有しているはずであり、文書2ないし文書4、文書6、文書8及び文書9のうち、法5条4号柱書き及び口に該当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書の特定について、異議申立人は「（労働安全衛生規則23条）3項が規定する『委員会における議事の概要を労働者に周知』した文書」として、文書20及び文書21の外に「文書に示さ

れた掲載先の内容」を特定すべきと異議申立書において主張しているが、それに該当する文書は、文書 8 及び文書 9 である。すなわち、文書 20 は本部等事業場、文書 21 は附属病院において、上記の「委員会における議事の概要を労働者に周知」した「方法」（学内向けサイトに掲載）等に係る情報が記録された文書であり、文書 8 及び文書 9 は「内容」に係る情報が記録された文書ということになる。

また、東京キャンパス事業場等の各事業場においては、学内向けサイトに掲載する方法を採らず、委員から直接報告（周知）することとしており、本部及び附属病院における文書 20 及び文書 21 に相当するような文書の保有は確認されなかったが、周知した「内容」に係る情報が記録された文書としては、文書 10 ないし文書 15 が該当する。また、他に周知に係る文書の存在は確認されなかった。

以上の点については、異議申立人との間で開示対象の認識に齟齬があったと認められるので、答申後の異議申立てに対する決定において、文書 8 ないし文書 15 が本件請求文書の「（労働安全衛生規則 23 条）3 項が規定する『委員会における議事の概要を労働者に周知』した文書」の部分に該当する文書である旨が明らかになるような形で改めて通知を行うこととしたいと考える。

イ 本件請求文書の、上記以外の部分に該当する文書については、「作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じた」記録の部分に該当する文書は不存在である旨を開示決定通知書に明記しているが、この点については特段異議申立書に言及はされておらず、その余の部分についても同様であること、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書があるとすべき特段の事情も認められないことから、原処分における文書の特定に問題はなかったものと考ええる。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、筑波大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書 2 ないし文書 4 及び文書 6（巡視票）について

ア 当審査会において文書 2 ないし文書 4 及び文書 6 を見分すると、事業場内の建物の各部屋等（廊下、ホール等が含まれる。）に係る巡視結果を一覧表形式で記録した文書であって、部屋等ごとに記録された「部屋名称」、「特記（付記）事項」等の内容について、不開

示とされている部分（本件不開示部分に相当）と開示されている部分が混在していることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示とした部分と開示とした部分に係る判断基準について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文書2ないし文書4及び文書6等の「巡視票」については、次に掲げる各内容が記載されている部分は、公にすることにより、当該建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、筑波大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当すると判断し、不開示としたものである。

I 部屋番号

II 部屋名称（場所）、特記（付記）事項等のうち、

- ① 具体的な実験器材・薬品・診療機器等の存在を推測させるもの（実験（実習）及び研究の内容を名称に含むもの、「（教員名）研究室」等）
- ② 具体的な場所が分かる表記（部屋番号・平面図・入口ドア）を含むもの
- ③ 貴重品等の保管場所であることを推測させるもの
- ④ 施設の構造上及び使用上の安全性に関わるもの
- ⑤ 危険物保管場所であることが分かるもの
- ⑥ 立入制限区域であることが分かるもの
- ⑦ 消防入口や避難経路が分かるもの

これらの内容を含まない部分、例えば「部屋名称」欄について、単に「研究室」と記載されている場合などは、公にすることにより上記のような「おそれ」が生じるとまではいえないと判断し、当該部分は開示している。

イ 不開示とされている部分と開示とされている部分の記載内容については、諮問庁の上記説明のとおりであると認められ、当該不開示部分に関して、公にすることにより、建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり、筑波大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号口に該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書8及び文書9（安全衛生委員会議事要旨等）について

ア 当審査会において文書8及び文書9を見分すると、議事の内容等の一部が不開示とされていることが認められる。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示とした部分に係る判断基準について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文書 8 及び文書 9 等の安全衛生委員会議事要旨の不開示部分については、以下のとおり判断した。

I 部屋の名称などの情報を含む部分について

部屋の名称などの情報を含む部分については、上記（1）アで述べた巡視票に係るものと同様の基準により、法 5 条 4 号柱書き及び口に該当すると判断し、不開示としたものである。

II 人的要因からなる危険の発生に係る情報を含む部分について

人的要因により発生した危険事象が公になった場合、些細な危険事象であっても情報が拡散することにより、当該関連部門関係者に対するいわれのない過度な誹謗中傷を招くおそれがあり、関係者が真実を説明することを忌避する結果となることが予想される。

よって、今後の安全衛生委員会における原因解明のための調査において、正確な事実の把握が困難になり、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 4 号柱書きに該当すると考える。

イ 当該不開示部分に記載された内容については、これを公にすることにより、建物等への不法な侵入等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれや安全衛生委員会における調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、筑波大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法 5 条 4 号柱書き及び口に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号並びに 4 号柱書き及び口に該当するとして不開示とした決定については、筑波大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとする部分は同号柱書き及び口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙 1 (本件請求文書)

労働安全衛生規則に係り、平成 27 年度・平成 26 年度・平成 25 年度の
次の文書

第 13 条関係

- (1) 専属産業医の選任文書（もしくは、専属産業医の氏名を示した文書）

第 15 条関係

- (1) 「少なくとも毎月 1 回の作業場等の巡視」の記録
- (2) 「作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じた」記録

第 23 条関係

- (1) 第 1 項が規定する「委員会」の議事録
- (2) 第 2 項が規定する「委員会の運営について必要な事項として委員会
が定めた事項」を記した文書
- (3) 第 3 項が規定する「委員会における議事の概要を労働者に周知」した文書
- (4) 第 4 項が規定する保存文書

別紙 2 (本件対象文書)

- 文書 1 筑波大学事業場別衛生管理者等一覧
- 文書 2 国立大学法人筑波大学(本部等事業場)巡視票
- 文書 3 国立大学法人筑波大学附属病院巡視票
- 文書 4 東京キャンパス事業場巡視記録
- 文書 5 筑波大学附属駒場中・高等学校事業場巡視票
- 文書 6 国立大学法人筑波大学附属聴覚特別支援学校巡視票
- 文書 7 校内巡視におけるチェック項目表 筑波大学附属久里浜特別支援学校
- 文書 8 大学本部等事業場安全衛生委員会議事要旨
- 文書 9 附属病院事業場安全衛生委員会議事要旨
- 文書 10 東京キャンパス事業場安全衛生委員会議事メモ
- 文書 11 (附属駒場中学校・高等学校事業場)安全衛生委員会議事要旨
- 文書 12 (附属視覚特別支援学校事業場)安全衛生委員会議事要旨
- 文書 13 (附属聴覚特別支援学校事業場)安全衛生委員会議事要旨
- 文書 14 (附属桐ヶ丘特別支援学校事業場)安全衛生委員会議事要旨
- 文書 15 (附属久里浜特別支援学校事業場)安全衛生委員会議事要旨
- 文書 16 国立大学法人筑波大学大学本部等事業場安全衛生委員会の組織等について
- 文書 17 国立大学法人筑波大学附属病院事業場安全衛生委員会の組織等について
- 文書 18 国立大学法人筑波大学附属駒場中・高等学校事業場安全衛生委員会の組織等について
- 文書 19 筑波大学附属桐が丘特別支援学校事業場の安全衛生委員会要領
- 文書 20 学内専用>学内組織サイト>環境安全管理室>お知らせの掲載画面(本部等事業場)
- 文書 21 教職員ホームページの掲載画面(附属病院事業場)